

私たちについて

社会福祉法人日本国際社会事業団  
International Social Service JAPAN

### Cross Border Social Work

わたしたちISSJは、国際的な福祉ネットワークISSの日本支部として、1952年の発足以来、国境を越えて移動する家族や子どもから寄せられるさまざまな相談に応じてきました。外国につながる家族や子どもの相談支援、養子縁組事業、難民や移住者の支援事業を行っています。

### Our Network International Social Service (ISS)

ISSは、1924年設立し、ジュネーブに本部をもち、世界各国に広がる39支部を含む120カ国以上の国際的なネットワークです。2か国以上にまたがる家族や子どもの福祉に係る相談に応じています。



### 社会福祉法人 日本国際社会事業団

英文名称 International Social Service Japan (ISSJ)  
所在地 〒113-0034 東京都文京区湯島1-10-2 御茶ノ水K&Kビル3F  
前身 1952年設立 日米孤児救済合同委員会  
設立 1959年9月30日(厚生省認可)  
理事長 永坂 哲  
スタッフ 14名  
相談員9名(社会福祉士、精神保健福祉士、保育士  
外国语相談員を含む)  
事務局5名

(東京都養子縁組あっせん事業許可証3福保子育第2295号)

# 相談窓口

外国籍の  
社会的養護のみなさん  
社会的養護経験者のみなさん  
(ケアリーバー)

国籍ってなに?

国外に住む家族・親族  
と連絡って取れる?

施設を退所する前に、  
知っておくべきことは?



お問い合わせ先

＼お気軽にご相談ください／

社会福祉法人  
日本国際社会事業団 (ISSJ)

国内外での実務経験、児童福祉やソーシャルワークの  
専門知識をもつスタッフが相談に応じます

03-5840-5711

月 - 金 10:00-17:00 (休み/土日祝・年末年始)  
日本語・英語・タガログ語(月・木)・タイ語(水)

✉ issj@issj.org  
🔍 www.issj.org



ISS  
International Social Service JAPAN

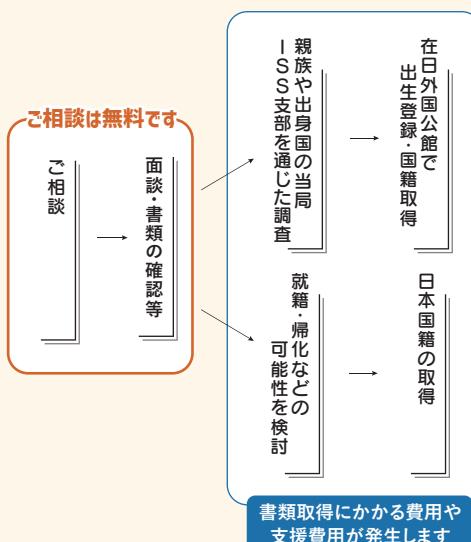
## 相談例 国籍について

### 国籍はあるの? パスポートはつくれるの?

#### 国籍の確認・取得・帰化など

無国籍、無登録の状態にある子どもの国籍取得を目指し、経験豊富なソーシャルワーカーと弁護士が相談に応じ、状況の聞き取り、在日外国公館への問い合わせ、必要書類の確認・収集、文書の作成などを支援します。国籍を証する書類がない、パスポートをつくりたい、在日外国公館への問い合わせ方法がわからないときは、お気軽にご相談ください。本人、家族、支援者、友人・知人など、どなたでもご相談いただけます。

#### 相談の流れ(一例です)



## 相談例 帰国・再統合支援

### 国外の家族・親族と連絡をとるには?

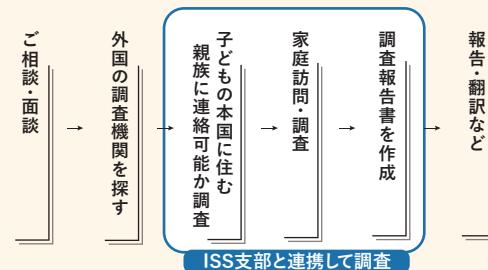
#### 国外の家族・親族のアセスメント (家庭調査・適応調査など)

社会的養護のもとにある外国籍児童は、国内の児童福祉施設で暮らし続けるだけでなく、国外の家族・親族のもとで暮らす選択肢をもつ可能性があります。ISSJは、国際的なネットワークを通じて、国外で暮らす家族・親族の所在を明らかにし、受け入れ家族の意思や養育能力の調査を当局に依頼することができます。

#### 相談例

- 乳児院に入所している外国籍の児童について、日本で暮らす両親の代わりに、国外に暮らす親族による引き取り・養育の可能性を探りたい。
- 帰国を希望している外国籍の母子について、帰国後に家族の支援を受けながら、安全な環境で生活できるかどうか調べてほしい。

#### 相談の流れ(一例です)



## 相談例 自立支援

### 施設を退所する前に知っておくべきことは?

#### 社会的自立を目指すために必要な手続き

外国籍の社会的養護経験者(ケアリーバー)は、在留資格の更新・変更、パスポートの申請・更新手続きを自ら行わなければなりません。もしも、国籍のない(無国籍・無登録)状態であれば、国籍を取得する手続きから着手しなければなりません。外国にルーツをもつ若者が日本社会で暮らし続けるためには、国籍・在留資格を有すること、将来の帰化の可能性について検討し、計画を立てることが必要です。そのためには、本人、家族、支援者がそれぞれの手続きについて、正しい知識をもつことが大切です。

#### 相談について

ISSJへの相談は無料です。相談の内容に応じて、国籍や在留資格に詳しい弁護士といっしょにお話しを伺うことがあります。具体的な支援を提供するにあたっては、相談料が生じる場合もありますが、法律援助や分割払い等をご提案しながら、負担の少ない方法をいっしょに考えます。相談は電話、メール、オンライン面談にて受け付けています。本人、家族、支援者など、どなたでもご相談いただけます。お気軽にご連絡ください。

#### ISSJ ウェブサイト /



ISSJ  
[www.issj.org](http://www.issj.org)